

石川県公報

令和4年11月11日

第13557号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告			
○一般競争入札の落札者等	(管財課)	1	○広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定	(都市計画課)	5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	5
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出	(同)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同)	6
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出	(同)	2	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課)	7
○保安林の指定の解除予定	(森林管理課)	2	○土地改良区の役員就任公告	(同)	7
○県道の区域の変更	(道路整備課)	3	○土地区画整理組合の理事就任公告	(都市計画課)	8
○県道の供用の開始	(同)	3	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	8
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	4	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(同)	8
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	4			
○自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定	(同)	4			

告 示

石川県告示第429号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
教育用コンピュータ 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和4年10月21日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社NTTデータNJK
東京都中央区新富二丁目3番4号
- 落札金額
34,342,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年9月9日

石川県告示第430号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1770700407	合同会社愛笑	ヘルパーステーションあわら 羽咋市粟原町イ110番地	令和4年 11月1日	訪問介護

石川県告示第431号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1770600235	株式会社アロマスパ加賀	アロマスパ加賀 加賀市直下町ヲ112	福祉用具貸与	令和4年 9月9日
1770600235	株式会社アロマスパ加賀	アロマスパ加賀 加賀市直下町ヲ112	特定福祉用具販 売	令和4年 9月9日
1772200786	株式会社ピーススタイルケ ア	白山フィジオセンター 白山市安養寺町ロ13-4	通所介護	令和4年 10月7日
1771300892	株式会社Cure Smile	訪問介護ステーション小春日和 野々市市横宮町86番地2	訪問介護	令和4年 10月28日

石川県告示第432号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1770600235	株式会社アロマスパ加賀	アロマスパ加賀 加賀市直下町ヲ112	介護予防福祉用 具貸与	令和4年 9月9日
1770600235	株式会社アロマスパ加賀	アロマスパ加賀 加賀市直下町ヲ112	特定介護予防福 祉用具販売	令和4年 9月9日

石川県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

- 解除予定保安林の所在場所
七尾市古府町竹町古屋敷町入会エボシカ谷16の24
- 保安林として指定された目的
水源のかん^{かん}涵養

3 解除の理由
道路用地とするため

1 解除予定保安林の所在場所
七尾市古府町竹町古屋敷町入会エボシカ谷16の24

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
荒木田原町線	加賀市曾宇町90番1地先から 加賀市曾宇町エ60番1地先まで	旧	11.00~43.20	1,703.3	大聖寺土木事務所 維持管理課
	加賀市熊坂町253番1地先から 加賀市幸町2丁目117番地先まで	新	10.40~83.70	2,630.0	
	下記区間を道路区域から除外する。				
	加賀市曾宇町90番1地先から 加賀市曾宇町エ60番1地先まで		11.00~43.20	1,703.3	
	下記区間を道路区域に編入する。				
	加賀市熊坂町253番1地先から 加賀市幸町2丁目117番地先まで		10.40~83.70	2,630.0	

石川県告示第435号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市上山町ヲ224番1地先から 金沢市上山町ヲ248番3地先まで	令和4年11月11日	県央土木総合事務所 維持管理課
荒木田原町線	加賀市熊坂町子65番1地先から 加賀市幸町2丁目117番地先まで	令和4年11月13日	大聖寺土木事務所 維持管理課
金沢田鶴浜線	羽咋市柳田町六九65番1地先から 羽咋市柳田町六九16番7地先まで	令和4年11月14日	中能登土木総合事務所 のと里山海道課

石川県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般県道	荒木田原町線	加賀市熊坂町子65番1地先から 加賀市幸町2丁目117番地先まで	大聖寺土木事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年11月13日

石川県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
主要地方道	金沢田鶴浜線	羽咋市柳田町六九65番1地先から 羽咋市柳田町六九16番7地先まで	中能登土木総合事務所のと里山海道課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年11月14日

石川県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	羽咋市柳田町六九67番2地先から 羽咋市柳田町六九73番3地先まで 羽咋市柳田町六九56番3地先から 羽咋市柳田町六九47番2地先まで	令和4年11月14日	中能登土木総合事務所 のと里山海道課

石川県告示第439号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第12号及び第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、令和4年11月13日から施行する。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道路名	区間	区域（道路境界線から）	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）第26条各号に掲げる禁止地域の区分
県道荒木田原町線	加賀市曾字町又86番1地先から 同市熊坂町253番1地先まで	両側100メートル以内	第二種禁止地域

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
明文堂書店金沢県庁前本店
金沢市鞍月5丁目158 ほか13筆
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- 変更の年月日
令和4年4月1日
- 変更する理由
設置者の代表者の氏名変更のため
- 届出年月日
令和4年11月1日
- 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

- 7 届出等の縦覧期間
令和4年11月11日から令和5年3月11日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和5年3月11日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)野々市市西部中央複合商業施設
野々市市西部中央土地区画整理事業 第55街区
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 令和4年6月24日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
店舗駐車場の混雑によって周辺道路が渋滞しないように配慮し、交通安全対策について万全を期してください。
(2) 騒音の発生に係る事項
騒音等について、近隣に十分配慮して営業をしてください。
(3) その他の事項
野々市市建築・開発指導要綱に基づき、必要な手続きを行って土地開発を進めてください。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和4年11月11日から同年12月11日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コンフォモール内灘
河北郡内灘町字千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和4年6月24日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 内灘町
意見の概要 意見なし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年11月11日から同年12月11日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

COLLECT PARK KANAZAWA

金沢市泉本町7丁目7-1 ほか3筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和4年6月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年11月11日から同年12月11日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

手取川七ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	辻 惠 一	白山市小柳町へ325番地	令和4年10月23日
〃	小 林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	宮 西 久 信	白山市中ノ郷町イ62番地	〃
〃	東 本 政 光	白山市木津町1番地	〃
〃	竹 内 茂 男	白山市明島町ム34番甲地	〃
〃	中 川 賢 二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	本 屋 彌 壽 夫	白山市長島町72番地	〃
〃	佐 武 憲 一	白山市村井町96番地	〃
〃	西 田 榮 次	白山市徳光町18番地	〃
〃	伊 藤 健 三	白山市漆島町60番地	〃
〃	宮 西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	新 宅 和 幸	能美郡川北町字田子島甲72番地	〃
監事	中 村 信 夫	白山市明島町ヌ143番地	〃
〃	吉 村 清 人	白山市四ツ屋町61番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

手取川七ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	長谷川 茂	白山市曾谷町イ77番地	令和4年10月24日
〃	小林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	井村 長 博	白山市井口町北132番地	〃
〃	喜多 義 則	白山市木津町6番地	〃
〃	竹内 茂 男	白山市明島町ム34番甲地	〃
〃	中川 賢 二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	本屋 彌 壽 夫	白山市長島町72番地	〃
〃	佐武 憲 一	白山市村井町96番地	〃
〃	西田 榮 次	白山市徳光町18番地	〃
〃	道田 正 一	白山市島田町7番地	〃
〃	宮西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	新宅 和 幸	能美郡川北町字田子島甲72番地	〃
監事	西川 悦 生	白山市相木町7番地	〃
〃	西川 利 明	能美郡川北町字橘レ214番地	〃

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

小松市南末広土地区画整理組合

就任した理事

氏名	住所	就任年月日
飴山 善 治	小松市向本折町寅251番地	令和4年10月13日
辻 佳 紀	小松市向本折町午5番地	〃
辻 忠 嗣	小松市向本折町寅301番地	〃
灰田 繁 雄	小松市向本折町午211番地	〃
榊本 清 光	小松市向本折町午36番地	〃

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
輪島市小伊勢町広田47番1	幅員 6.00m 延長 44.39m	金沢市城南二丁目5番9号 有限会社ニッキ	令和4年10月24日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年11月11日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市遠塚口4番1、4番3から4番42まで、5番4、68番2、農道の無籍地の一部	道路 かほく市遠塚口4番38、4番40、4番41、 5番4、68番2、農道の無籍地の一部 公園 かほく市遠塚口4番26 調整池 かほく市遠塚口4番42	羽咋郡志賀町高浜町ヤ の141番地 有限会社大生地建

